日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 04. 12

No.13-013

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

証人採用嘆願ハガキの

お願い

申請した証人全員を採用し、公正な審理を行うよう高裁に要請します

JAL 整理解雇撤回裁判の状況は、 5 月 23 日の第 3 回乗員口頭弁論、5 月 31 日の第 3 回客乗口頭弁論を控え、原告団は準備書面の作成・提出と証人採用の準備をしております。

証人に関しては、乗員裁判で 7 名、客乗裁判で 5 名の申請を行い、整理解雇 4 要件、不当労働行為などを明らかにしていこうとしています。

今後の裁判進行は、双方主張や証拠等が出尽くしたうえで証人尋問へと移ります。 現在の進行状況からみて、申請した証人の採否については 4 月末に一定の方向性が示さされ、5 月の口頭弁論で確定する見通しです。こうした状況に対応し、原告団では「申請したすべての証人の採

用を求める嘆願はがきに取り組んでいます。

緊急な取り組みとなりますが、はがきに以下のページから宛先、および文面をダウンロードして頂き、お手持ちの官製はがき、あるいは私製はがきに印刷あるいは自書の上、ご署名して頂き、4 月 26 日には裁判所に届くよう、投函をしていただきますようお願いいたします。

注１）法的に郵便番号の上に「郵便はがき」または「POST CARD」の記載が必要です。私製はがきの場合、そのようにご記入の上、50 円切手をお貼りください。

注 2）要請ハガキはパイロット（第２４民事部）と客室乗務員（第５民事部）がありますので、お一人様２枚（パイロット用一枚、客室乗務員用一枚）お書き下さいますようお願い致します。

注 3）うまく文面の PDF をダウロードできない場合は、下の文面をコピーして、お手持ちのはがき印刷ソフトに取り込んでいただくか、自書をお願い致します。

（原告団の、該当ホームページは、こちら）

（(パイロット用)）

（宛先）

〒100-8933

東京都千代田区霞が関１－１－４

東京高等裁判所第 24 民事部

三輪和雄　裁判長殿

（文面）

すべての証人の採用を求める嘆願書

私は、貴東京高等裁判所第 24 民事部に控訴中の日本航空整理解雇事件、平成 24 年（ネ）3123 号の控訴人山口宏弥ほか 69 名の支援者です。

日本航空は、経営破綻を口実に 165 名のパイロットと客室乗務員から空を飛ぶ仕事を奪う必要のない解雇を行いました。また、組合つぶしを狙った解雇の人選基準では、年齢の高い者や病気欠勤履歴のある者を対象にしており、ILO、IFALPA をはじめ外国の団体からも不当な解雇であるとして勧告や声明が出されています。

こうした中、貴裁判所のご判断は大変重要であり、世界中から注目されております。

つきましては、必要のない解雇で働く権利を奪われた控訴人が、一日も早く職場に復帰できるように、慎重で公正な審理が尽くされるべく申請されたすべての証人の採用がなされることを強く希望いたします。

（住所）

（氏名）

（(客室乗務員用)）

（宛先）

〒100-8933

東京都千代田区霞が関１－１－４

東京高等裁判所第５民事部

大竹たかし　裁判長殿

（文面）

すべての証人の採用を求める嘆願書

私は、貴東京高等裁判所第５民事部に控訴中の日本航空整理解雇事件、平成 24 年（ネ）3458 号の控訴人内田妙子ほか 70 名の支援者です。

日本航空は、経営破綻を口実に 165 名のパイロットと客室乗務員から空を飛ぶ仕事を奪う必要のない解雇を行いました。また、組合つぶしを狙った解雇の人選基準では、年齢の高い者や病気欠勤履歴のある者を対象にしており、ILO、ITF をはじめ外国の団体からも不当な解雇であるとして勧告や声明が出されています。

こうした中、貴裁判所のご判断は大変重要であり、世界中から注目されております。

つきましては、必要のない解雇で働く権利を奪われた控訴人が、一日も早く職場に復帰できるように、慎重で公正な審理が尽くされるべく申請された 5 名の証人の採用がなされることを強く希望いたします。

（住所）

（氏名）

カンパ総額　5,729,000 円

（４月　８日現在）

会員の皆様をはじめ、多くの皆様から支援カンパを頂きました。内 450 万円は、原告団へ渡されております。

誠にありがとうございます。

新年度もこれまで同様、
カンパ活動への参加を
お願いいたします

カンパ宛先等の情報はこちら

今後の日程

5 月 23 日（木）

控訴審　パイロット 第 3 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～ （傍聴券抽選 13:40）

5 月 31 日（金）

控訴審　客室乗務員 第 3 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～（傍聴券抽選 13:40）